

就学援助申請書兼世帯票・委任状・口座振込依頼書

前年度に就学援助を受けた・受けなかった

長与町教育委員会 様			令和 年 月 日			住居の 状況	持家 借家 (家賃月額 円)		
令和8年度において次の理由により就学援助を申請します。									
申 保 請 書 者	住所	長与町 番地				児童 生徒	氏名	男女	年
	氏名					氏名	男女	年	
	電話番号	()	-			氏名	男女	年	
同家 一 地庭 居番 住にの し住 て民状 い登 る録況 家又 族は 全員	氏 名		マイナンバー (12桁の個人番号)	続 柄	年 齡	生 年 月 日	職業(勤務先)又は 令和8年度の在学年・学年		
					.	.			
					.	.			
					.	.			
					.	.			
					.	.			
					.	.			
					.	.			

申請理由 該当する理由に○を付けてください。

- 1 生活保護を停止又は廃止されたが、なお生活が苦しい。
- 2 世帯員全員が町民税非課税である。
- 3 児童扶養手当を受けている。(証書の写しを添付すること)
- 4 ア 経済的に困っている
イ その他特別な事情
※4 イの場合の理由

※年齢欄には、令和8年4月1日時点の年齢を記入してください

生活保護の停止・廃止年月日
(年 月 日)

※2～4の理由にて認定された方は、6月～12月に再認定作業を行います。

所得超過、児童扶養手当支給を停止されている等、支給要件から外れた場合には、就学援助の支給を停止させていただきます。

委任事項

就学援助費の請求、受領及び返納(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費及び体育実技用具費にあっては、請求)に関する一切の権限を、在席校長に委任します。

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、体育実技用具費については下記口座に振り込んでください。返納が発生した場合は、申請者が返納します。

個人情報の利用について

就学援助の対象者適格審査及び決定に関する事務のため、申請者及び申請者の属する世帯の世帯構成員に係る生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報及び児童扶養手当の受給状況を確認することができます。

振 込 先	金融機関名		銀行 金庫・組合		支店	支店コード	
	口座番号	普通預金					
	申請者口座名義	カタカナで記入してください					

学校長意見欄

- 1 援助を必要と認めます。
- 2 その他意見

異動 年 月 日

転校 転出 生保開始 辞退 その他
転出先等

認定	(認定理由)	年 月 日 上記の者を就学援助費の支給対象者として認定します。
	1 所得オーバー 2 その他	
非認定	長与町教育委員会	

就学援助申請書兼世帯票・委任状・口座振込依頼書

前年度に就学援助を
受けた・受けなかった

長与町教育委員会 様			○○年○○月○○日	住居の 状況	持家 借家 (家賃月額 55,000円)		
令和8年度において次の理由により就学援助を申請します。							
申 請 書 者	住所	長与町 嬉里郷659 番地 1 ウレリマンション101号室			児童生徒		
	氏名	長与 太郎					
電話番号	(090) 1111 - 1111						
(同家 一 地庭 居番 住し住 て民状 い登記 る録況 家又 族は 全員)	氏 名	マイナンバー (12桁の個人番号)	続柄	年齢	生年月日	職業(勤務先)又は 令和7年度の在学年・学年	
	長与 太郎	△ 同居する家族全員を記入してください。	父	49	S50・4・1	○○電気	
	長与 花子		母	48	S51・4・1	○○スーパー	
	長与 一郎		子	16	H20・4・1	長与中学校2年	
	長与 二郎		子	10	H26・4・1	長与小学校2年	
	長与 桜子		子	9	H27・4・1	長与小学校1年	
	長与 総一郎		祖父	76	S23・4・1		
						・	
				・			
申請理由	該当する理由に○を付けてください。 1 生活保護を停止又は廃止されたが、なお生活が苦しい 2 世帯員全員が町民税非課税である。 3 児童扶養手当を受けている。(証書の写しを添付すること) 4 ア 経済的に困っている ① その他特別な事情 ※4イの場合の理由 令和〇年〇月〇日、台風により自宅が罹災したため経済的に子どもを就学させるのが 困難な状況にありますので、就学援助を申請いたします。 罹災の確認できる書類として、罹災証明書を添付しております。					※年齢欄には、令和8年4月1日時点の年齢を記入してください 申請理由が「2」「4」の場合、学生でない世帯員については所轄の有無に関わらず町県民税の申告が必要となります。	生活保護の停止・廃止年月日 (年 月 日)
※2~4の理由にて認定された方は、6月~12月に再認定作業を行います。 所得超過、児童扶養手当支給を停止されている等、支給要件から外れた場合には、就学援助の支給を停止させていただきます。							
委任事項 就学援助費の請求、受領及び返納(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費及び体育実技用具費にあっては、請求)に関する一切の権限を、在席校長に委任します。 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、体育実技用具費については下記口座に振り込んでください。返納が発生した場合は、申請者が返納します。							
個人情報の利用について 就学援助の対象者適格審査及び決定に関する事務のため、申請者及び申請者の属する世帯の世帯構成員に係る生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報及び児童扶養手当の受給状況を確認することができます。							
振込先	金融機関名	○○	銀行 金庫・組合	○○	支店	支店コード ○○○○	
	口座番号	普通預金 ○○○○○○○○	カタカナで記入してください ナガヨ タロウ ※指定金融機関が十八親和銀行であるため、お持ちの方は振込先を 十八親和銀行 長与支店にしていただきますようお願いします。				
	申請者口座名義						

学校長意見欄			異動 年月日 転校 転出 生保開始 辞退 その他 転出先等
1 援助を必要と認めます。 2 その他意見			
認定	(認定理由)		年月日 上記の者を就学援助費の支給対象者として認定します。 長与町教育委員会
非認定	1 所得オーバー 2 その他		